

板橋区立若木小学校コミュニティ・スクール委員会
オンライン参加に関する運用内規

(目的)

- 第1条 本内規は、板橋区立若木小学校コミュニティ・スクール委員会（以下「委員会」という。）において、オンライン会議システムを利用する際の運用及び情報セキュリティに関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本内規は、板橋区立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則、コミュニティ・スクール委員会運営要綱その他関係規定に反しない範囲で適用する。

(オンライン参加の対象及び方法)

- 第2条 委員会は、対面による開催を基本としつつ、必要に応じてオンライン会議システムによる委員の参加を認めることができる。
- 2 当面、オンライン会議システムを利用して会議に参加できる者は、委員会の委員及び次項の規定により出席を認められた者に限る。一般の傍聴人によるオンライン傍聴は認めない。ただし、学校職員が会議の運営補助としてオンライン会議システムの接続、操作その他必要な技術的支援を行うことを妨げない。
- 3 委員長は、板橋区立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第15条第4項に基づき、委員会の協議に必要な者として委員以外の者に出席を求める場合は、会議冒頭に出席委員にその必要性を説明して了承を得た上で、当該者のオンラインによる参加を認めることができる。
- 4 前項の規定によりオンラインでの出席を認められた委員以外の者は、議決権を有せず、定足数の算定対象としないものとする。また、同規則第15条第5項により準用される第11条の守秘義務等を遵守し、その参加の範囲は、委員長が必要と認める議題又は時間に限る。
- 5 オンライン会議システムの利用方法及び参加方法については、委員長が学校と協議の上、決定する。
- 6 委員がオンライン会議システムを利用し、会議の内容をリアルタイムで確認し、発言及び議決に係る意思表示ができる状態で参加した場合は、対面による出席と同様に出席委員として取り扱い、定足数の算定に含めるとともに、議決権を行使することができる。ただし、教育委員会が別に取扱いを定め、又は判断を示した場合は、これに従うものとする。

(インターネット接続環境)

- 第3条 オンライン会議システムを利用する者は、情報漏えい及び不正アクセス等を防止するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 公衆無線 LAN (Free Wi-Fi) 等、不特定多数の者が接続できるアクセスポイントを利用しないこと。
- (2) 通信の安全性が確保されたインターネット接続環境を利用すること。

(オンライン会議における遵守事項)

第 4 条 オンライン会議システムを利用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 会議の参加用 URL、会議 ID 及び暗証番号等を、SNS その他不特定多数の者が閲覧できる場所に公開しないこと。
- (2) 会議に関係のない第三者に、会議の映像及び音声を視聴させないこと。
- (3) 利用する場所の背景、机上及び端末画面等に、会議と関係のない重要な情報や個人情報映り込まないようにすること。
- (4) 会議中は、会議と関係のないメール及びアプリケーションの通知等によって情報が表示されないよう配慮すること。
- (5) 委員長及び学校の許可なく、会議の録音、録画、撮影又は配信を行わないこと。

(会議資料の取扱い)

第 5 条 会議資料は、原則として事前に電子メール又は郵送により配付するものとする。

- 2 オンライン会議システムのファイル送信機能、チャット機能その他の機能を利用した資料の授受は、原則として行わない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、会議の円滑な進行又は協議内容の理解を促進するために必要がある場合は、委員長の判断により、会議当日にオンライン会議システムの画面共有機能を利用して資料を提示し、又はチャット機能等を利用して資料を送信することができる。
- 4 前項の画面共有及び資料の送信については、資料の性質、個人情報及び機密情報の有無、参加者の状況その他情報セキュリティ上の事情を考慮し、その可否及び提示又は送信する範囲を判断するものとする。
- 5 画面共有による資料の提示と、チャット機能等による資料の送信は区別して取り扱うものとし、資料の送信は第 3 項に基づき認められた場合に限る。

(判断権限及びその代行)

第 6 条 本内規に定めるオンライン会議システムの利用及び資料の画面共有並びにチャット機能等による資料の送信等に係る実務上の判断は、委員長が行う。

- 2 委員長が不在の場合は、副委員長がその判断を行う。
- 3 委員長及び副委員長がともに不在の場合は、校長がその判断を行う。
- 4 委員長、副委員長及び校長がいずれも不在の場合は、副校長がその判断を行う。

- 5 前各項の規定は、オンライン会議システムの利用に関する実務上の判断権限を定めるものであり、委員長の招集権、議事運営その他関係規定に基づく権限の代行を定めるものではない。

(通信障害等への対応)

- 第7条 通信障害その他の事情によりオンライン会議システムの利用に支障が生じた場合は、委員長が学校と協議の上、必要な対応を判断する。
- 2 前項の判断については、前条に定める順序を準用する。ただし、会議の成立、議決その他関係規定に基づく事項については、当該規定及び教育委員会の定め又は判断に従うものとする。

(情報管理及び守秘義務)

- 第8条 オンライン会議システムの利用に当たっては、板橋区立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第11条に定める守秘義務を遵守するとともに、会議資料及び会議において知り得た情報を適切に管理するものとする。
- 2 委員会における会議の公開及び傍聴については、同規則第16条の規定に従うものとする。

(教育委員会の方針との関係)

- 第9条 本内規は、教育委員会におけるオンライン会議の取扱いが明確になるまでの暫定的な運用基準とする。
- 2 教育委員会がオンライン会議の取扱いについて新たな基準等を定めた場合は、当該基準等を優先し、必要に応じて本内規を見直すものとする。

附則

本内規は、令和8年10月18日から施行する。
本内規の一部改正は、10月31日から施行する。